

稲荷山公園の整備に関する専門家委員会設置要綱

令和 5 年 10 月 6 日

5 練土道第 634 号

(設置)

第 1 条 稲荷山公園(東京都市計画公園第 5・4・2 号)について、造園、動植物、自然環境、防災および都市計画等の専門的な見地から整備内容、自然環境の保全方法および段階的な整備の進め方などについて検討するため、稲荷山公園の整備に関する専門家委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、つぎに掲げる事項を検討し、区長へ助言する。

稲荷山公園の整備に関する事項

稲荷山公園の自然環境の保全方法に関する事項

前 2 号に掲げるもののほか、稲荷山公園に関して区長が必要と認める事項

(組織)

第 3 条 委員会は、委員長、副委員長および委員をもって組織する。

2 委員長および副委員長は、委員の中から区長が指名する。

3 委員は、つぎに掲げる者とし、区長が委嘱する。

造園に関する学識経験者

動植物に関する学識経験者

自然環境に関する学識経験者

防災に関する学識経験者

都市計画に関する学識経験者

前各号に掲げるもののほか、委員会が必要と認める者

(委員長および副委員長の職務)

第 4 条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議の招集等)

第5条 委員長は、委員会を招集し、委員会を主宰する。

2 委員長は、必要に応じて、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

3 委員長は、必要と認めるときは、委員会の会議を委員長および委員が映像および音声の送受信により同時に意見の交換をすることができる方法（以下「オンライン会議システム」という。）により行うことができる。

4 オンライン会議システムにより会議に参加した委員長および委員は、会議に出席したものとみなす。

5 オンライン会議システムによる会議において、映像を送受信できなくなった場合であっても、音声の送受信により委員長および委員が適時的確な意見表明を相互に行うことができると委員長が認めるときは、前項の規定により会議に出席したものとみなすことができる。

（会議の公開）

第6条 会議は、つぎに掲げる場合を除き、原則公開とする。

練馬区情報公開条例（平成13年10月練馬区条例第61号）第7条各号に規定する非公開情報に該当すると認められる事項を取り扱う場合

会議を公開することにより、各委員の自由な発言と意見交換に支障を来すなど、公正かつ円滑な議事運営に支障が生じることが明らかであると委員会が認めた場合

2 傍聴に関して必要な事項は、区長が別に定める。

（事務局）

第7条 委員会の事務局は、土木部道路公園課に置く。

（委任）

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和5年10月17日から施行する。